

## 第1節 社会状況の変化

### 1 今後さらに加速する人口減少・高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、令和2（2020）年に約1億2,615万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和32（2050）年には約1億4,69万人、対令和2（2020）年比で約2,146万人（17.0%）減少すると予測されています。

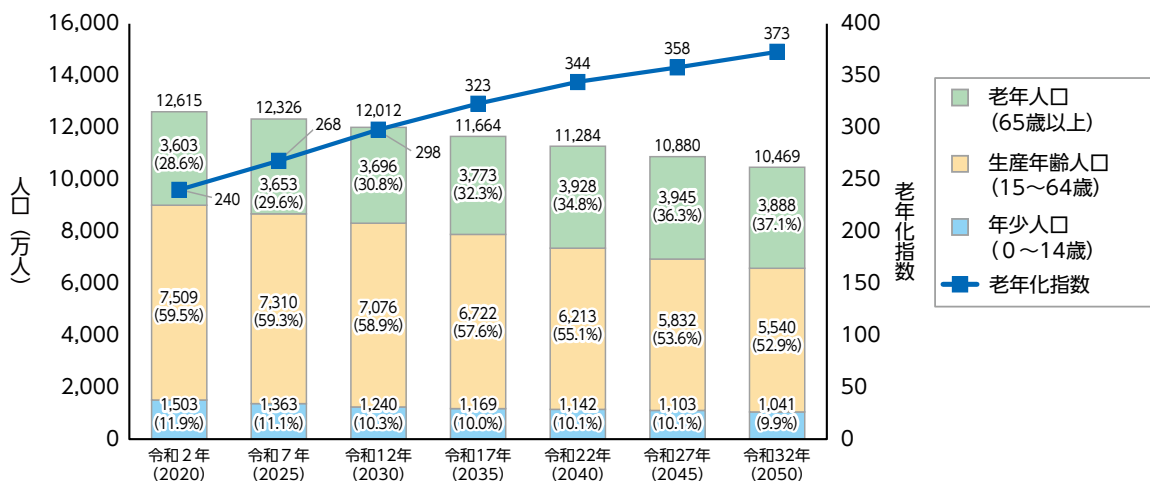
年齢階層別に見ると、地域経済社会の中心的な現役世代にあたる生産年齢人口（15～64歳）は、令和2（2020）年の約7,509万人から令和32（2050）年の約5,540万人と約1,969万人（26.2%）減少し、総人口に占める割合も59.5%から52.9%に低下すると予測されています。

また、将来的な労働力を担うことが期待される年少人口（0～14歳）は、同期間で約1,503万人から約1,041万人と約462万人（30.7%）減少すると見込まれています。これにより令和32（2050）年度の総人口に占める割合が10%を下回ることになると予測されています。

一方、老年人口（65歳以上）は、令和7（2025）～27（2045）年まで一貫して増え続け、令和32（2050）年には約3,888万人、対令和2（2020）年比で約285万人（7.9%）増加し、総人口に占める割合（高齢化率）が37.1%に達すると予測されています。

人口の高齢化の程度をより敏感に表す指標とされている老年化指数<sup>6</sup>は、令和2（2020）年の240から令和32（2050）年の373と約1.6倍に増加すると予測されています。

図表 全国の将来推計人口の推移



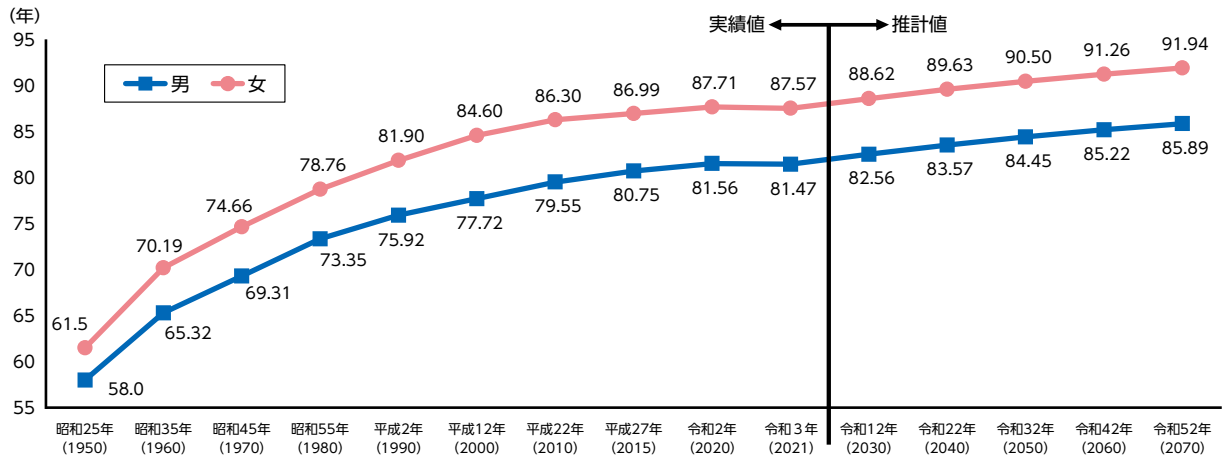
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、令和3（2021）年現在、男性81.47年、女性87.57年となっている我が国の平均寿命は、今後、男女ともにさらに延伸し、令和52（2070）年には男性85.89年、女性91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

<sup>6</sup> 年少人口に対する老年人口の大きさを示し、これが高いと老年人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口（15歳未満）が少ないことを意味している。

人生 100 年時代の到来を踏まえ、従来のような「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどのように可能としていくのか、これを支える社会・経済システムのあり方が抜本的に問われる時代が到来しつつあります。

図表 平均寿命の推移と将来推計



出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」

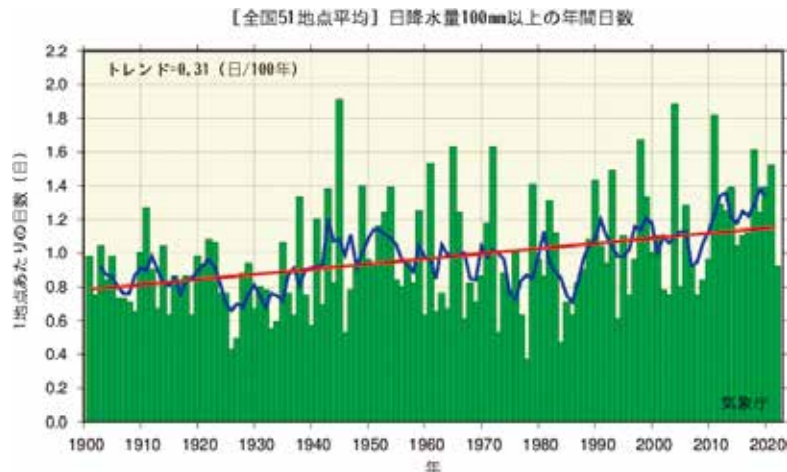
## 2 飛躍的に高まる危機管理の重要性

内閣府の「令和5年版防災白書」によると、我が国の年平均気温は100年当たりで1.3℃上昇し、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加や自然変動の影響等により、確実に温暖化が進んでいるとしています。

こうした平均気温の上昇と相関するように、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度も増加し、日降水量100mm以上及び200mm以上の日数は、この100年でともに増加傾向が見られるとしています。また、日本近海における年平均海面水温は平均気温の上昇幅と同程度となっており、海面水温の上昇は、一般に台風の勢力拡大に影響を与え、台風による被害の拡大につながるおそれがあるとしています。

同白書では、この100年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴ってこの傾向が続くことが見込まれるほか、今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震への備えも怠ることはできないとしています。そのため、今後もさらに高まる自

図表 全国の日降水量100mm以上の年間日数の経年変化



出典：内閣府「令和5年版防災白書」

注) 緑色棒グラフは各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点あたりの年間日数)を示す。青色折れ線は5年移動平均値、赤色直線は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められるとしています。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐヒト・モノ・カネの往来や、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、我が国のみならず、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしました。

いつ、どこで、どのようなものが発生するのか予測が困難な自然災害の発生や、ウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」に対する市民一人ひとりの意識をより一層積極的に喚起しながら、様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るため、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協働に根ざした取組みをより高い実効力を伴ったかたちで進化させる重要性が飛躍的に高まっていると考えられます。

### 3 誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現（多様性の尊重）

高齢化や生涯未婚率の上昇等を背景に、暮らしにおける人と人との交流・つながりや地域の中でお互いに助けあい・支えあう基盤が弱まっている一方、8050問題に代表される若者や中高年のひきこもり、育児と介護のダブルケア、独居老人の孤独死など、地域が抱える課題の複合化・複雑化が進んでいます。

このような状況下、高齢者が住み慣れた地域において最後まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療を一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の充実を図る必要があります。

さらに現在、我が国では未だに部落差別をはじめ、女性、障害者、性的マイノリティ、その他の社会的弱者の方への差別が存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展等を背景に、人権に関する様々な課題も浮き彫りとなっています。

併せて、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として地域活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことが強く求められます。

地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域社会の醸成」だけでなく、社会・経済活動の基盤として地域における「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取組みといえます。

中央教育審議会<sup>7</sup>（令和5（2023）年3月8日答申）では、人生100年時代を見据え、すべての人たちのウェルビーイング<sup>8</sup>の実現のためにも、生涯学び、活躍できる環境を整備することの必要性をうたっています。

<sup>7</sup> 文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項の審議を目的に、文部科学省に設置された諮問機関。

<sup>8</sup> 肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態。

こうした生涯学習を取り巻く国の動向等を踏まえ、市民一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるよう、今後、幅広い年代に向けた多様な分野における学びのきっかけづくりや、それぞれの興味・関心や生活スタイルに応じて学習し、その成果をまちづくりに活かすことができる場の確保や活動の支援に取り組む重要性が増していくと考えられます。

図表 地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（概要版）」

#### 4 多岐にわたる地域課題の解決に向けて期待が高まるデジタル社会の実現

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率化や度重なるシステムトラブルの発生など、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、国は令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すとしています。

図表 目指すべきデジタル社会のビジョン

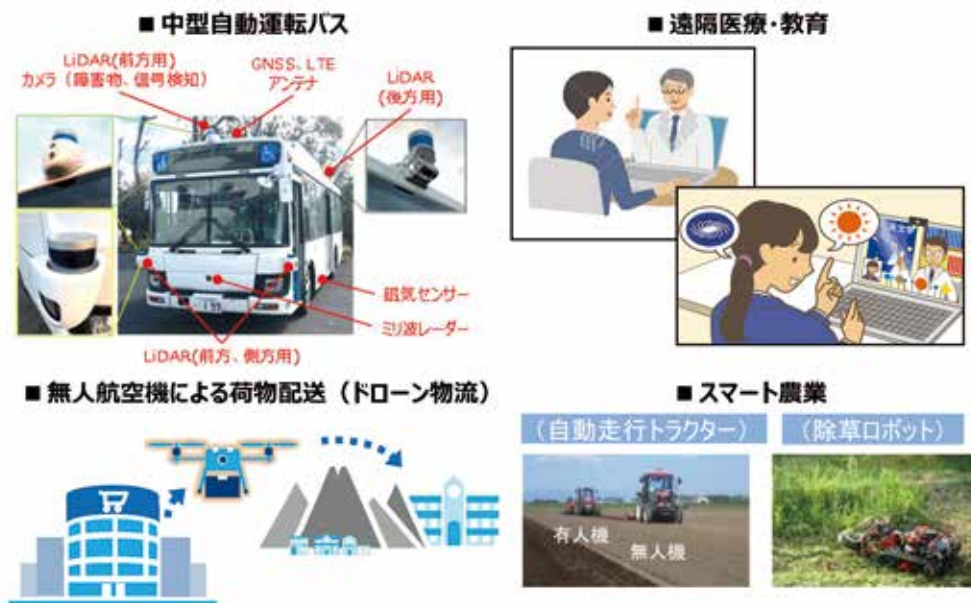


出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

さらに、現在、全国的に人口減少・少子高齢化の進展を背景に、業種・業態を問わずあらゆる分野において人手不足が深刻さを増している中、デジタル技術を活用することで、場所や時間の制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できるようになると考えられています。

同方針のもと、今後、デジタル技術が進展し、AI（人工知能）、5G（第5世代移動通信システム）や Beyond 5G（6G）<sup>9</sup>、Web3.0<sup>10</sup> など、デジタルを活用するための環境が整備されていくことで、遠隔診療、遠隔教育、自動配送、自動運転、スマート農林水産業など、様々な分野においてデジタル技術サービスの高度化が進展し、生活利便性の向上、暮らし方や働き方の多様性の確保、産業の高付加価値化・競争力の向上など、多岐にわたる地域課題の解決が可能となるデジタル社会の実現が大いに期待されています。

図表 デジタル技術サービスの高度化のイメージ



出典：未来投資会議資料、国土交通省資料、他

## 5 地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これを受け、我が国では、関係省庁が連携し政府一体となった取組みを可能にする新たな国の実施体制として、平成28（2016）年5月、政府内に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置されるとともに、同年12月には同本部により「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されています。

同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

9 「高速・大容量」、「低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴的機能のさらなる高度化に加え、「超低消費電力」、「超安全・信頼性」、「自律性」、「拡張性」といった持続可能で新たな価値の創造に資する機能をもった5Gの次の世代の移動通信システム。  
10 次世代インターネットとして注目される概念。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴づけられるWeb2.0に続く「第3世代のインターネット」のこと。

図表 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係 (1 / 2)

目標 (ゴール)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による助成や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>

図表 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係 (2 / 2)

目標 (ゴール)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構  
「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン -」

地方自治体のSDGs達成に向けた取組みは、持続可能な開発を通して自治体の活性化を促すことで、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した地方創生の実現にも資すると考えられます。

## 第2節 今後のまちづくりの主要課題

本市を取り巻く今後の社会動向の変化や市独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・少子高齢化の進展によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた北茨城の確立に向けた、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

### 1 人口減少と少子高齢化への対応

本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、こども・子育て家庭へのより一層の支援の充実に取り組む必要があるとともに、今後、本市でこどもを生み・育てたいと思っている人々が、より安心して住み続けられるまちづくりを総合的に展開する必要があります。

我が国が世界一の長寿社会を迎え、70歳以上でも個人の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しつつある中、「高齢者を支える」発想に加え、一人でも多くの意欲ある高齢者がその能力を存分に発揮することを可能にする社会システムの構築に努める必要があります。

### 2 危機管理能力の充実・強化及び自然環境への配慮

自然災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の重要性に対する市民一人ひとりの意識を喚起しながら、様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るため、市民・ボランティア・民間事業者・行政など地域の多様な主体の密な連携・協働に根ざした取組みをより高い実効力を伴ったかたちで進化させる必要があります。また、自然災害の激甚化・頻発化の原因とされている温室効果ガスの削減など、将来の持続可能な社会のため自然環境にも配慮した施策を進めていく必要があります。

### 3 誰もがいつまでも自分らしくいきいきと暮らせる環境の充実

誰もが生涯にわたって生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実に努める必要があります。

高齢者介護・子育て支援・生活困窮等の様々な分野において、今後さらに支援ニーズが多様化していくと見込まれる中、市民一人ひとりがお互いに支えあい、いつまでも自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に資する地域活動の普及・促進に努め、地域の中で人と資源が循環する仕組みの構築を目指す必要があります。

### 4 持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

市民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、行政全般にわたってAI等に代表されるデジタル技術やデータを積極的に活用するとともに、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくり、財源・職員等の限りある行政の経営資源をより無駄なく最適配分するための仕組みの強化を図る必要があります。